

人材確保にお困りの中小建設事業主の皆さまへ

貴社の従業員の賃金は、能力・経験に見合っていますか？

建設キャリアアップシステムを活用した  
雇用管理改善の取組を支援します！



最大**160万円**(一事業年度あたり)が支給されます！

## 人材確保等支援助成金

### 建設キャリアアップシステム等活用促進コースのご案内

#### 助成金の目的

建設業における人手不足への対策として、建設技能者の賃金を能力・経験に応じた適切なものとするは有効な手段の一つです。

この助成金では、建設キャリアアップシステムを活用して、雇用する建設技能者の処遇を改善する取組を行った中小建設事業主に対して、その取組にかかる経費の一部を助成することで、建設技能者全体の処遇を改善していくことを目的としています。

### 助成金の概要はこちらのとおりです

#### 支給対象となる事業者

中小建設事業主

以下の全てを満たす中小事業主が対象です。

- ◆ 雇用保険料率が17.5/1,000であることもしくは  
建設業の許可を得たうえで、雇用保険料率が17.5/1,000以外であること
- ◆ 資本金の額もしくは出資の額の総額が3億円以下もしくは  
常時雇用する労働者数が300人以下であること

#### 助成対象となる取組

以下の取組を行うことが必要です。

- ◆ 雇用する全ての建設技能者について、建設キャリアアップシステムの技能者登録を行うこと
- ◆ 能力評価制度のレベル判定でレベルが上がった者の賃金を5%以上増加させること

#### 支給額

算定対象となる建設技能者(※)の数×16万円

※レベル判定で昇格認定を受け、賃金が5%以上増加した技能者

(支給上限)

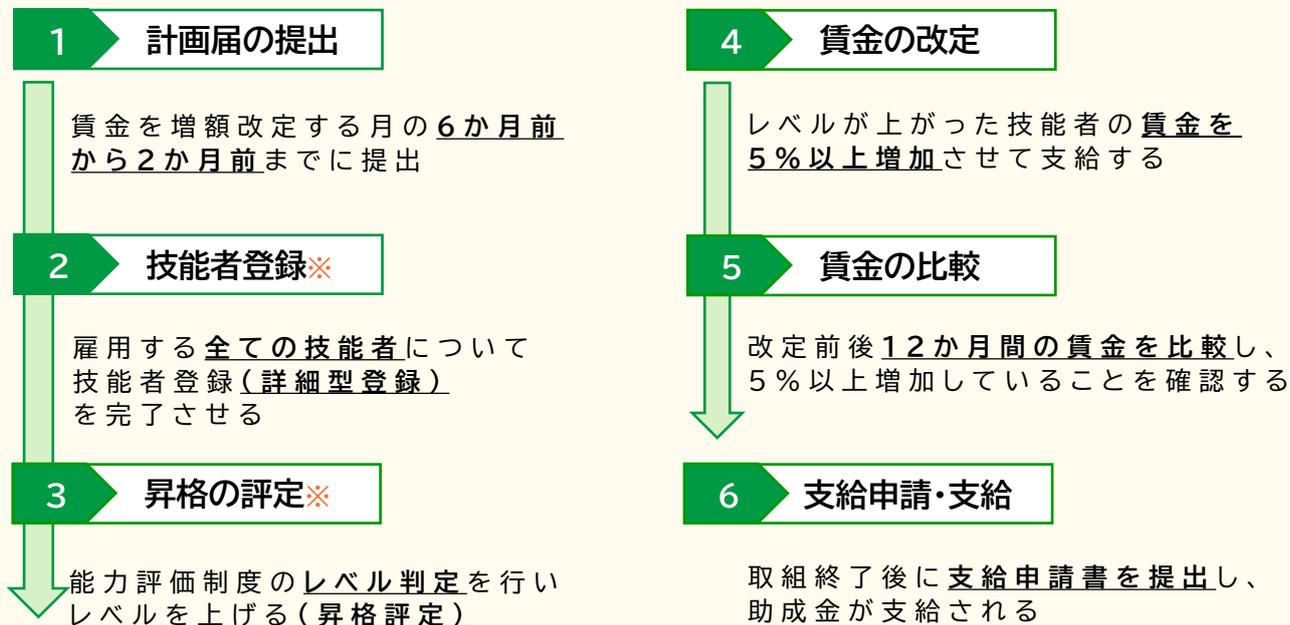
一事業年度あたり160万円(10人×16万円)

# 人材確保にお困りの中小建設事業主の皆さまへ

## 申請手続き・流れ

この助成金の支給を受けるためには、

**【計画届】と「支給申請書」**の提出が必要です！



※2「技能者登録」や3「昇格の評定」が、1「計画届の提出」より前に行われている場合でも助成金の対象になります。

## Q1. 建設キャリアアップシステムとは何ですか？



建設技能者の保有資格や社会保険加入状況、就業履歴などを蓄積していく仕組みのことです。能力・経験等に応じた適切な処遇改善につなげることを目的にしています。

## Q2. 技能者登録とは何ですか？



「簡略型登録」と「詳細型登録」があり、それぞれ以下の違いがあります。

簡略型登録：就業履歴の蓄積、建退共の掛金充当、社会保険加入の確認のみ可能

レベル判定は不可

詳細型登録：簡略型登録で活用できる項目のほか、**レベル判定が可能**

⇒ 助成金を利用するためには、**詳細型登録**を行う必要があります。

## 詳細・お問い合わせ

助成金の詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。各都道府県労働局にお問い合わせください。

■ 支給要領



■ 都道府県労働局  
お問い合わせ先

